

あすか野小学校・同好会規則

令和5年4月

1. 結成時の条件

あすか野小学校在校生の保護者が一名以上いること。

あすか野小学校保護者 OB、校区内在住者の参加も認める。

活動申込書を提出の後、本部役員会にて審議し、活動方法について PTA 会長が了承した場合のみ結成を認める。

2. 活動費について

PTA 会費から補助金は出ない。

各同好会に一任する。

3. 活動について

原則として毎月1回以上その活動を行うものとする。

毎年4月に同好会のメンバーの名簿を教頭を通して本部役員会に提出すること。

4. 交流戦について

交流戦は月に1回までとする。また、駐車スペースなどは学校と相談し、普段利用している範囲内とする。

5. 優先順位について

学校の教育活動を最優先とする。(部活動を含む)

6. 学校施設の使用

あすか野小学校の施設を利用して行うが、施設の使用についてはそれぞれのクラブが責任をもって行う。

施設内の物品の破損などについては同好会員の責任で処理をすること。

7. 同好会の解散やクラブへの移行について

本規則に違反した場合や虚偽の報告をした場合には活動を停止し、クラブを解散しなければならない。同好会の意思で解散する場合は、学校を通して本部役員にすみやかに報告すること。

全員があすか野小学校在校生の保護者で結成できることになった時は、学校を通して名簿を本部役員に再提出し、認められた場合は次年度よりクラブへの移行を認める。学校を通して名簿を本部役員会にすみやかに提出しなければならない。